承　継　届　出　書

　　　年　　　月　　　日

大　阪　市　長　様

住 所

届出者

氏 名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあつては、名称及びその代表者の氏名）

ばい煙発生施設・揮発性有機化合物排出施設・一般粉じん発生施設・特定粉じん発生施設・水銀排出施設

特定施設（ダイオキシン類）

特定施設（騒音・振動）

届出施設（ばいじん・有害物質・粉じん）

届出施設（騒音・振動）

固定型内燃機関

に係る届出者の地位を承継したので、

大気汚染防止法第12条第３項

（第17条の13第２項、第18条の13第２項及び第18条の36第２項において準用する場合を含む。）

ダイオキシン類対策特別措置法第19条第３項

騒音規制法第11条第３項・振動規制法第11条第３項

大阪府生活環境の保全等に関する条例第34条

大阪府生活環境の保全等に関する条例第92条第３項

大阪市固定型内燃機関窒素酸化物対策指導要領第４条第１項第６号

の規定により、次のとおり届け出ます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工場又は事業場の名称 | (電話番号　　　　　　　　　　 ) | 承継した施設の概要 | □大気関係施設　　　　　　（別紙のとおり）□ダイオキシン類関係施設　　　　　　（別紙のとおり）□すべての騒音関係施設□すべての振動関係施設 |
| 工場又は事業場の所在地 | (郵便番号　　　　　　　　) | ※整理番号 |  |
| ※受理年月日 | 　　　　　年　　月　　日 |
| 施設の設置場所 |  | ※施設番号 |  |
| 承継年月日 | 　　　　　　年　　月　　日 | ※備考（収受印等） |  |
| 被承継者 | 氏　　名（法人にあつては、名称） |  |
| 住　　所 |  |
| 承継の原因 |  |

|  |
| --- |
| 参考事項（被承継者が届出した内容を記載すること） |
| 被承継工場又は事業場の名称 |  |

注意　この届出は、承継があつた日から３０日以内に届け出ること。　　　　 　 　※□期限遵守指導済

備考１　施設の設置場所の記載欄については、できる限り図面等を利用して、承継した施設を明示すること。

　　２　※の欄には、記載しないこと。

　　３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

４　騒音・振動関係施設における承継届出にあつては、すべてを譲り受け、又は借り受けた場合にのみ届け出ること。

別紙

承継した施設の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 施設の種類 | 規模 | 施設番号 |
| 大気汚染防止法 | ばい煙 |  |  |  |
| 特定粉じん |  |  |  |
| 一般粉じん |  |  |  |
| 揮発性有機化合物 |  |  |  |
| 水銀 |  |  |  |
| ダイオキシン類対策特別措置法 |  |  |  |
| 大阪府生活環境の保全等に関する条例 | ばい煙 | ばいじん |  |  |  |
| 有害物質 |  |  |  |
| 粉じん |  |  |  |
| 固定型内燃機関 |  |  |  |